

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第56号

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発校条例施行規則（昭和44年岩手県規則第71号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(大規模災害等による授業料等の免除)</p> <p>第18条の2 条例第12条第1項第1号の規則で定めるものは、<u>次に掲げる災害とする。</u></p> <p>(1) <u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波</u></p> <p>(2) <u>令和元年台風第19号</u></p> <p>2 条例第12条第1項第1号に規定する甚大な被害を受けたと認められる者は、次の各号<u>(前項第2号に掲げる災害に係るものにあつては、第2号を除く。)</u>のいずれかの被害を受けた者とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(免除の申請)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類その他校長が必要と認める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第12条第1項第1号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づく授業料等の免除を受けようとする場合 第18条の2第2項各号<u>(同条第1項第2号に掲げる災害に係るものにあつては、同条第2項第2号を除く。)</u>のいずれかの被害を受けたことを証する書類</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(大規模災害等による授業料等の免除)</p> <p>第18条の2 条例第12条第1項第1号の規則で定めるものは、<u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波</u>とする。</p> <p>2 条例第12条第1項第1号に規定する甚大な被害を受けたと認められる者は、次の各号のいずれかの被害を受けた者とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(免除の申請)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類その他校長が必要と認める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第12条第1項第1号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づく授業料等の免除を受けようとする場合 第18条の2第2項各号のいずれかの被害を受けたことを証する書類</p> <p>(3) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。